

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減 に係る計画等に充当するための資金の贈与	350,000千円 -----	H24.2.28 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H24.3.13 64号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減 に係る計画等に充当するための資金の贈与	200,000千円 -----	H24.2.28 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H24.3.13 65号
ガーナ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	114,000千円 H29.12.31まで	H24.5.17 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H24.6.7 204号
ガーナ	アッババーウエスト州地域保健施設 設備計画のための贈与に関する 日本国政府とガーナ共和国政 府との間の交換公文	アッババーウエスト州地域保健施設整備計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	989,000千円 H25.5.31まで	H24.5.17 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H24.6.7 205号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。